

入 札 説 明 書

1 貸付物件（詳細は別紙のとおり）

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
碧南市港南町二丁目 8 番 1 5 号 (衣浦東部浄化センター)	駐車場 北側緑地帯	1 . 5 m ² (幅1.5m×奥行1.0m)	1台

※1 貸付面積には、3 (7) イの回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

※2 機種は、消費電力1 0 0 0 W程度以下のものとします。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 県が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付に係る一般競争入札参加者に必要な資格に関する告示（平成21年 3 月 6 日付け愛知県告示第149号）に定める資格をすべて満たすこと。
- (4) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成 24 年 6 月 29 日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、愛知県が設置事業者に対し、行政財産である土地の一部を

賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間とします。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、愛知県が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び新旧1000円紙幣が使用できること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、愛知県の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に愛知県と協議を行うこと。

オ 販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に

設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を愛知県に請求することができません。

4 入札参加申込みの受付

(1) 日時

令和7年6月19日（木）から令和7年7月17日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

愛知県知立建設事務所 本館3階 都市施設整備課

(3) 提出書類（各1部）

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）

イ 委任状（様式第2）（入札書に代表者名を記名したうえで、会社の社員等が入札書を持参する場合、委任状は不要）

ウ 誓約書（様式第3）（委任状を提出する場合においても、本人（法人の場合は代表者）の誓約書が必要）

エ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

＜法人の場合＞・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

＜個人の場合＞・・・住民票

オ 入札公告の日から過去3か年以内に、国、地方公共団体に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しの何れか

カ 国税及び県税の未納がないことの証明書

（ア）国税について

a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の3 未納のないことの証明）

b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の2 未納のないことの証明）

（イ）県税について（愛知県の県税事務所が発行する納税証明書）

a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと用

b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の未納の税額のないこと用

※エ及びカの証明書類は、原本を確認できれば、写しの提出でも可能です。

(4) 郵送で申し込む場合

次のあて先に郵送してください。なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和7年7月17日（木）午後5時必着とします。

〒472-0026

住所 知立市上重原町蔵福寺124

愛知県知立建設事務所 都市施設整備課 下水道管理グループあて

※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

5 現地説明の場所及び日時

(1) 集合場所

衣浦東部浄化センター 管理棟玄関前

(2) 日時

令和7年6月30日（月）午後2時から

6 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

愛知県知立建設事務所 本館3階 小会議室B

(2) 日時

令和7年8月6日（水）午前10時

7 入札保証金

免除

8 入札金額

(1) 入札金額は、3（2）の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。

9 入札

(1) 同一物件について、一人で二人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

(2) 入札は、入札書（様式第4）を封筒に入れ封印し、「令和7年8月6日開札 衣浦東部浄化センターへの自動販売機設置の入札書在中」及び入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。

(3) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 財務規則第152条第1号から第7号に該当する入札

イ 一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状

- を添付すること。) 及び誓約書を提出していない者のした入札
- ウ 入札書の金額を訂正したもの
 - エ 郵送による入札
 - オ 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

10 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない愛知県の職員を立ち会わせて開札を行います。
- (2) 落札者は、愛知県の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない愛知県の職員にくじを引かせます。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（原則として2回を限度とする。）を行います。

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

12 契約の締結

- (1) 別紙契約書（様式第5）により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行います。

13 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

14 契約保証金

免除

15 問い合わせ先

愛知県知立建設事務所 都市施設整備課 担当 石原・岡田

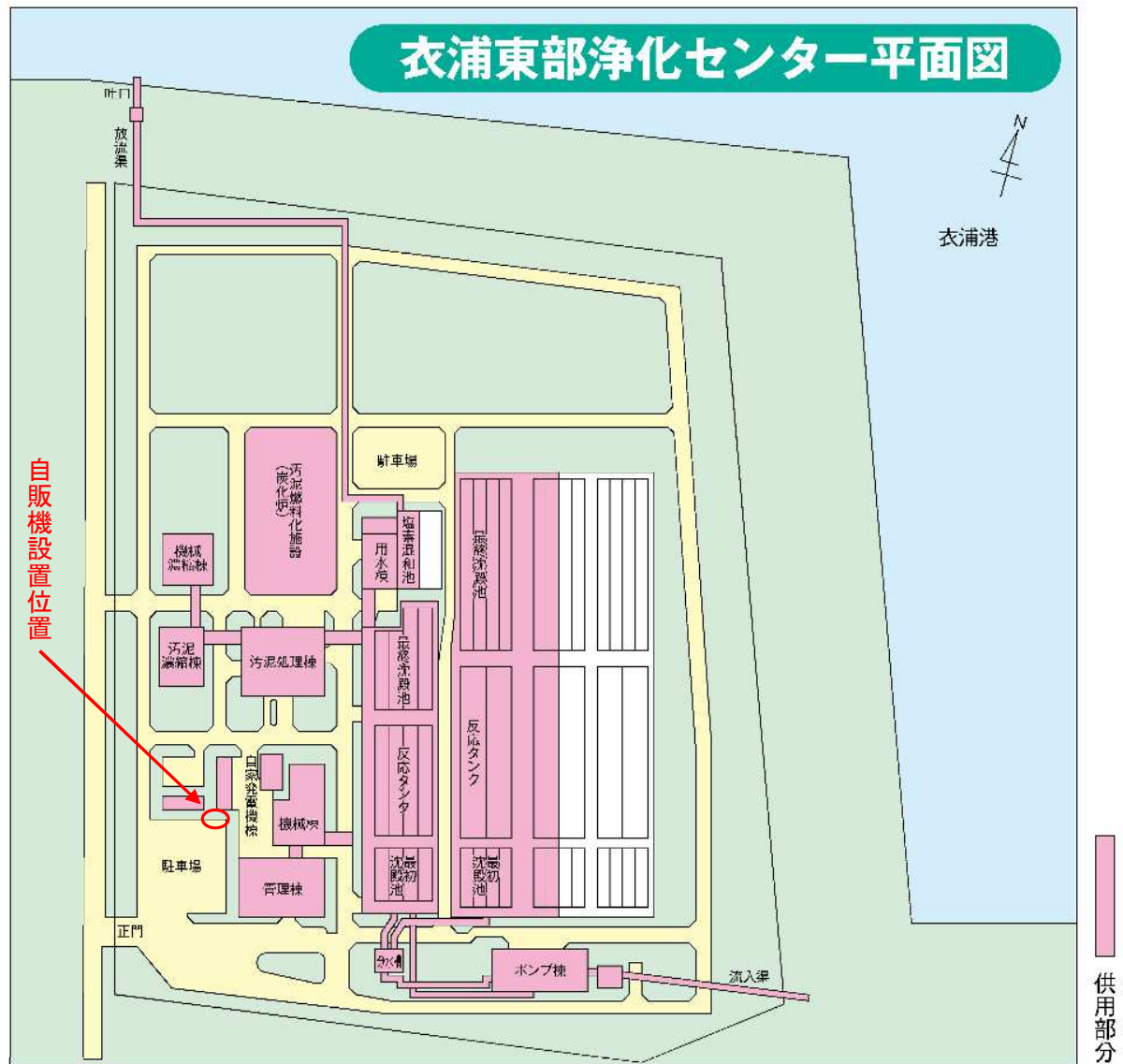
住所 知立市上重原町蔵福寺124（郵便番号472-0026）

電話 0566-82-6485（ダイヤルイン）

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

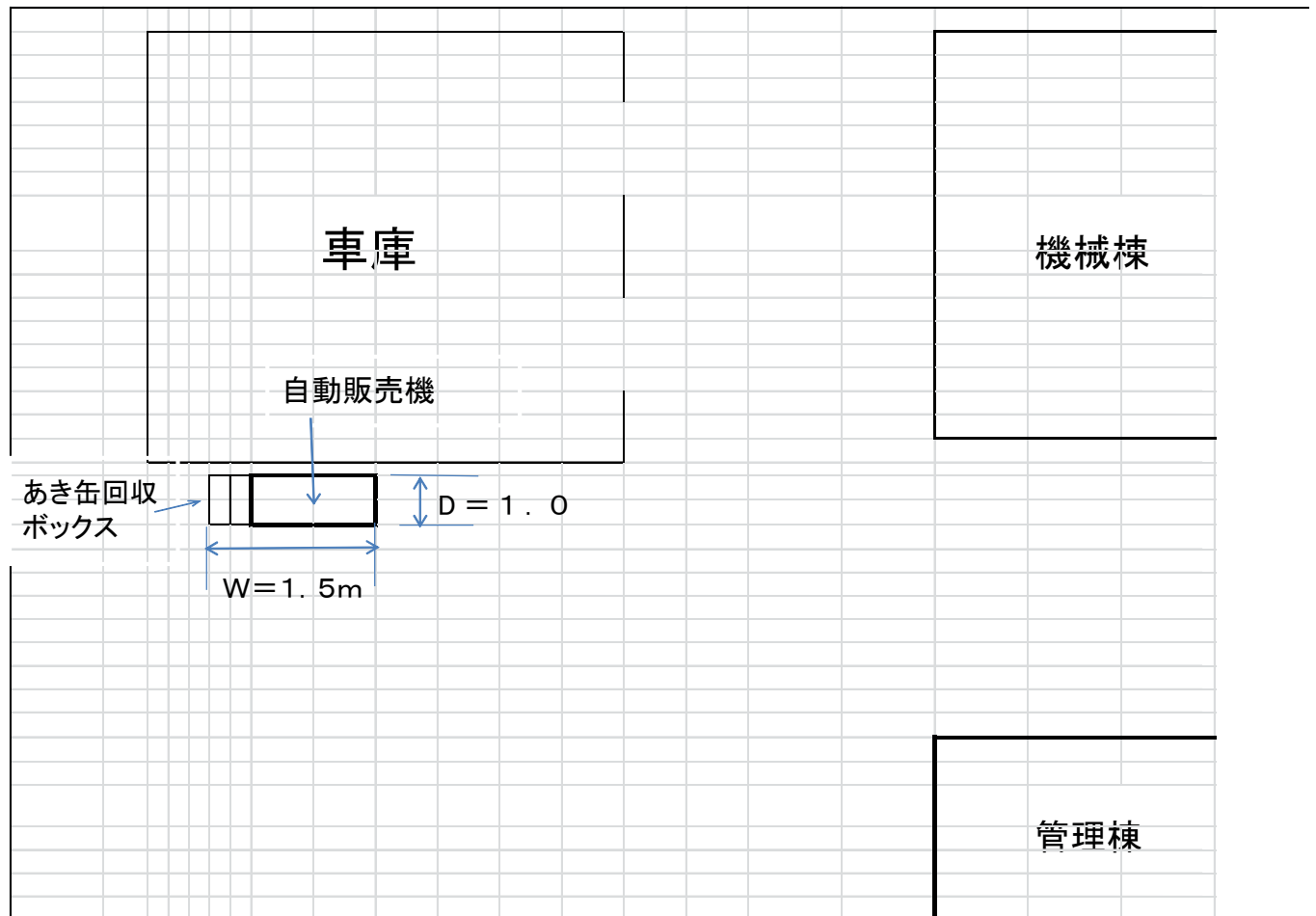
区 分	内 容
1 名 称	衣浦東部浄化センター
2 所在地	碧南市港南町二丁目 8 番 1 5 号
3 設置場所	駐車場北側緑地帯（別紙「設置箇所図」のとおり）
4 開庁日及び時間	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日を除く。 午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで
5 職員数又は来庁者数	(公財)愛知水と緑の公社職員 5 名 同 委託業者職員 2 6 名 愛知衣浦バイオ(株)職員 1 1 名 計 4 2 名 ※その他、業者、見学者の出入りあり
6 施設内にある飲料水の自動販売機の状況	他に、飲料水自動販売機はなし。
7 施設内にある他の自動販売機の飲料の販売価格	同上

設置箇所図



自販機設置位置の写真と設置イメージ

設置位置図



別紙様式 1

自動販売機の設置に係る県有財産有償貸付契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）が締結される場合を除き、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 貸付物件 | |
| | 所在地 | 碧南市港南町二丁目 8 番 1 5 号（衣浦東部浄化センター） |
| | 設置場所 | 駐車場北側緑地帯 |
| | 貸付面積 | 1. 5 m ² （回収ボックス含む） |
| | 設置台数 | 1 台 |
| 2 | 契約期間 | 令和 7 年 9 月 1 日 から 令和 1 2 年 8 月 3 1 日まで |